市有財産（土地）売却
一般競争入札要項

（令和８年度　１１月）

橋　本　市

市有財産（土地）売却一般競争入札参加案内

１．　売払い物件

２．　入札方法

３．　入札参加資格

４．　入札参加申込みの受付期間及び場所

５．　契約条項を示す場所及び期間

６．　申込みの方法

７．　入札保証金の納付

８．　入札保証金の充当及び還付

９．　入札受付・入札日時及び場所

１０．入札に必要な書類

１１．入札の留意事項

１２．入札の無効事項等

１３．入札の失格

１４．入札の延期又は中止

１５．開札

１６．落札者の決定の方法

１７．契約に関する事項

１８．契約保証金

１９．契約上の主な特約

２０．売買代金の納付

２１．所有権の移転

２２．所有権の移転登記及び費用負担

２３．随意契約の実施

２４．その他

市有財産（土地）を次の要領で売払います。

１．売払い物件

【土地】

物件番号	所在 ・ 地番	地目	地積	最低入札予定価格
1	橋本市高野口町小田６５９番１３	宅地	348.98 ㎡	5,432,000 円
2	橋本市高野口町名古曽１１４１番3	宅地	220.23 ㎡	1,705,000 円
3	橋本市高野口町小田５９３番3	宅地	811.16 ㎡	12,897,000 円

２．入札方法

一般競争入札による。

３．入札参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録をしている法人とします。

ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することはできません。

① 市税を滞納している者（市外在住者にあっては、当該者が住所を有する市町村の市町村税を滞納している者）

② 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市職員

③ 成年被後見人

④ 民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

⑤ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑦ 営業の許可を受けていない未成年であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑧ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者

⑨ 橋本市暴力団排除条例（平成２３年橋本市条例第２７号）第２条第１号に規定する暴力団、第２号に規定する暴力団員又は橋本市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成１８年橋本市告示第１６９号）第２条第６号及び第７号の規定に該当する者

⑩ 橋本市における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、

その事実があった後、２年間を経過しない者

その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

ア　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ　落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ　ア～ウのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑪ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

⑫ 破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

４．入札参加申込みの受付期間及び場所

（１）受付期間　　令和８年１１月４日（水） ～ 令和８年１１月１９日（木）
午前９時から 午後４時３０分まで　※ 土・日曜、祝日は受付しません。
郵送にて申し込みをする場合は、「特定記録、簡易書留、レターパック等」の記録が残る方法にて令和８年１１月１９日（木）午後４時３０分**必着**とします。

（２）受付場所　　〒648-8585　和歌山県橋本市東家一丁目１番１号
橋本市役所 総務部総務課（本庁舎２階）

５．契約条項を示す場所及び期間

（１）閲覧期間　　令和８年１１月４日（水） ～ 令和８年１１月１９日（木）
午前９時から 午後４時３０分まで　※ 土・日曜、祝日は閲覧できません。

（２）閲覧場所　　〒648-8585　和歌山県橋本市東家一丁目１番１号
橋本市役所 総務部総務課（本庁舎２階）

６．申込みの方法

（１）申込方法

入札参加者は、受付期間内に、一般競争入札参加申込書に必要事項を記入・押印（印鑑登録済の印鑑を使用）のうえ、「（２）申込みに必要な書類」を添えて、総務課へ提出してください。また、郵送にて申し込みをする場合は、「特定記録、簡易書留、レターパック等」の記録が残る方法にて受付期限最終日（令和８年１１月１９日（木）午後４時３０分）必着とします。

なお、必要に応じ他の書類を提出していただくことがあります。

（２）申込みに必要な書類

【個人の場合】

提出書類	備考欄
①市有財産売却申込書	本市指定の様式
②誓約書	本市指定の様式
③住民票の写し	入札日前の３ヶ月以内に発行されたもの
④印鑑登録証明書	入札日前の３ヶ月以内に発行されたもの
⑤市税の完納証明書	入札日前の３ヶ月以内に発行されたもの ※完納証明証を発行していない市町村については、直近２年度分の市民税及び固定資産税の納税証明書（市民税が特別徴収等で完納証明書が発行されない場合も同様とする。）又は直近２年度分の市民税及び固定資産税の非課税証明書

【法人の場合】

提出書類	備考欄
①市有財産売却申込書	本市指定の様式
②誓約書	本市指定の様式
③履歴事項全部証明書	入札日前の３ヶ月以内に発行されたもの
④印鑑証明書	入札日前の３ヶ月以内に発行されたもの
⑤市税の完納証明書	入札日前の３ヶ月以内に発行されたもの ※完納証明書を発行していない市町村については、直近２年度分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書又は直近２年度分の法人市民税及び固定資産税の非課税証明書

※ 共有名義で申込みされるときは、共有者全員の各証明書及び誓約書が必要です。

（３）受付の期間中に提出された入札参加申込書及び提出された書類を審査し、入札参加資格を有すると認められた場合は、一般競争入札参加決定通知書を交付します。なお、提出された書類は返却いたしません。

７．入札保証金の納付

（１）入札参加者は、入札保証金として入札しようとする金額の１００分の５以上に相当する金額を入札日に納付しなければなりません。入札保証金には利息を付さないものとします。

（２）入札保証金は、入札日当日に入札開始時間の１０分前までに受付に現金で納付し、入札保証金受領書を受け取ってください。

８．入札保証金の充当及び還付

（１）落札者の納付した入札保証金は、契約保証金及び売払代金に充当することができます。

（２）入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後に返還します。

ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後に還付します。（契約保証金及び売払代金に充当する場合を除きます。）

（３）落札者が、１７（１）で定める期間内に正当な理由なく契約を締結しない場合、当該落札者の納付に係る入札保証金は、橋本市に帰属します。

９．入札受付・入札日時及び場所

（１）入札受付日時　　令和８年１１月２７日（金）　午後１時３０分から

（２）入札受付場所　　橋本市役所　北別館　会議室

（３）入札日時及び場所

物件番号	入札月日	入札時間	入札場所
1	令和８年１１月２７日（金）	午後２時００分	橋本市役所 北別館入札室
2	令和８年１１月２７日（金）	午後２時２０分	
3	令和８年１１月２７日（金）	午後２時４０分	

※ 入札時間は、入札参加状況により変更する場合があります。また、災害その他やむを得ない理由により、入札が延期または取りやめになる場合や、入札参加人数により入札場所が変更になる場合がありますので、入札参加申込み終了後に送付する入札参加決定通知書にてご確認ください。

１０．入札に必要な書類

（１）入札書（指定様式を使用してください。）

（２）一般競争入札参加決定通知書

（３）入札保証金受領書（７（２）を参照してください。）

（４）委任状（代理人の場合）

添付の指定様式を使用し、委任者の押印には印鑑登録された印鑑を使用してください。

（５）運転免許証等（本人と確認できるもの）

１１．入札の留意事項

（1）入札には、本人又は代理人が出席して、入札書を提出してください。郵送による入札書の提出は、認めません。

（2）入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）を記入のうえ押印し、最低入札予定価格以上で希望する買取り金額を記入してください。

（3）入札書に押印する印鑑は、入札参加申込時に提出された印鑑登録証明書の印影と同じ印鑑を使用してください。代理人に委任される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑を使用してください。

（4）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出してください。なお、代理人は２人以上の入札者の代理となることはできません。また、入札者は、他の入札の代理人になることはできません。

（5）入札時間に遅れたときは、入札に参加できません。

（6）提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（7）入札室への入室は、１申込みにつき１名とします。

１２．入札の無効事項等

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（1）入札の参加資格のない者がした入札

（2）入札参加者が１物件に２以上の入札をしたとき

（3）委任状を提出しない代理人がした入札

（4）所定の入札保証金を納付していない者がした入札

（5）所定の入札書によらない入札

（6）入札者又は代理人の記名押印のない入札

（7）入札者の印鑑が登録したものと違ったとき

（8）入札金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札

（9）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札

(10) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者のした入札

(11) 入札に関し不正の行為があったとき

(12) その他入札に関する条件に違反したとき

※ なお、入札の当日に出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権したものとみなしますので、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

１３．入札の失格

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、失格とします。

（１）予定価格未満の入札を行った者の入札

（２）入札保証金が入札金額の５％に満たない入札保証金を納めた者の入札

（３）公告において示した事項に違反した者が行った入札

１４．入札の延期又は中止

入札の執行前において、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他実施が困難な事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は中止します。

１５．開札

開札は、入札場所において、入札終了後、直ちに入札者を立ち会わせて行います。

１６．落札者の決定の方法

落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。最高の価格の入札者が２人以上あるときは、直ちにくじを引かせ、落札者を決めます。この場合、くじは辞退できません。

開札の結果、最高入札金額が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとします。

１７．契約に関する事項

（１）落札者は、落札決定の日から20日以内に市有財産売買契約書により売買契約を締結するものとします。ただし、落札者が延期を申し出た場合において、やむを得ない事由があると認められるときは、この期間を延長することができます。落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は、橋本市に帰属いたします。

（２）落札者が消費者契約法第２条第１項に定める消費者であるとき、又は同法第２条第２項に定める事業者であるときは、落札者は、入札後売却物件について一般競争入札参加案内等に記載した面積その他の事項が実地に符号しないこと又は隠れた瑕疵があることを発見しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減額の請求をすることができないものとします。

（３）落札者（個人の場合に限る。）は、契約締結時までに「身分証明書」（本籍地の市町村が発行するもの。）を総務課に提出してください。

１８．契約保証金

落札者は、契約締結時までに契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を総務課に現金で納付しなければなりません。契約保証金には利息を付さないものとします。

８（１）により、入札保証金を契約保証金に充当した場合、契約保証金の額に足りない金額について納付していただきます。ただし、売買代金が契約時に納付される場合は、契約保証金を免除します。

１９．契約上の主な特約

物件の売買契約には、次の特約を付します。

（１）落札者は、契約締結の日から３年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供してはなりません。

（２）落札者は、契約締結の日から３年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはなりません。

（３）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第５条第１項の規定による観察処分の決定を受けた団体の施設に係る用に供してはなりません。

（４）破壊活動防止法（昭和２７年法律第２４０号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはなりません。

（５）落札者は、契約締結の日から３年以内に、売買物件について第三者に所有権を移転し、又は権利を設定する場合は、その残存期間について、上記（１）から（４）の用途の制限を書面により継承させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

（６）違約金

落札者が上記の条件に違反した場合は、売買代金の１００分３０の違約金を橋本市に支払うものとします。

（７）必要に応じ、上記（１）から（４）の履行状況を確認するため随時実地調査を行います。

２０．売買代金の納付

落札者は、売買代金を契約締結の日から３０日以内に一括して総務課に納付していただきます。この売買代金には契約保証金を充てることができるものとします。

２１．所有権の移転

所有権移転は、売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、同時に、現状有姿で引き渡したものとします。

２２．所有権の移転登記及び費用負担

（１）所有権移転登記は、売買代金完納後、橋本市が行います。

（２）所有権移転費用、登録免許税及び所有権移転後の原因により生じた公租公課は、落札者の負担となります。

（３）売買契約書（本市保管のもの１部）に貼付する収入印紙代は、落札者の負担になります。

２３．随意契約の実施

（１）一般競争入札の公告による入札参加申込者がないとき、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号及び第９号の規定に基づき、随意契約により売払うこととします。この場合における随意契約の相手方は、先着順により決定します。

（２）随意契約による条件は、一般競争入札に付するときに定めた最低価格その他の条件を準用します。

（３）随意契約による最低価格の有効期限は、令和９年１月から令和９年９月末日までとします。ただし、この期間内であっても国内の社会又は経済状況等により評価替することもあります。

（４）随意契約により売払う場合は、新たに橋本市ホームページ等により公告します。

２４．その他

（１）入札申込者が無い場合を除き、入札は成立するものとする。

（２）入札日から本契約の締結日までの間に「３．入札参加資格」の要件を満たさなくなった者とは契約を締結しません。

（３）この一般競争入札参加案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び橋本市契約事務規則、橋本市財務規則の定めるところにより処理します。

※売払い物件の詳細については、下記までお問い合わせください。

〒648-8585　和歌山県橋本市東家一丁目１番１号

橋本市総務部　総務課　総務管理係

TEL：0736-33-3720

※入札等の詳細については、下記までお問い合わせください。

〒648-8585　和歌山県橋本市東家一丁目１番１号

橋本市総務部　総務課　契約検査係

TEL：0736-33-1218